

一般社団法人茂原市長生郡医師会訪問看護ステーション運営規程

第1条 事業の目的

この規程は、一般社団法人茂原市長生郡医師会(以下「事業者」という。)が開設する茂原市長生郡医師会訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護(以下「訪問看護」という。)を適正に提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

1. 指定訪問看護においては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業所は、利用者の状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
4. 事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、看護師等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
6. 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する為(以下「身体的拘束」という。)を行ってはならない。
7. 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
8. 指定訪問看護の提供に当たっては、医療保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
9. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医へ情報提供を行うものとする。

第3条 事業所の運営

指定訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、原則、第三者への委託は行わないものとするが、災害時等の緊急事態においては、委託を考慮する。

第4条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 一般社団法人茂原市長生郡医師会訪問看護ステーション
2. 所在地 茂原市八千代1-5-4

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従業者の職種、員数および職種内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1 名(看護職員と兼務)
管理者は、主治医の指示に基づき適正な指定訪問看護が行われるよう、必要な管理及び看護師等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
2. 看護職員 看護師常勤換算で 2.5 名以上(うち 1 名は常勤職員)
看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき指定訪問看護の提供に当たる。

3. 理学療法士 必要に応じて配置する。
理学療法士は、訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当し、その情報を看護職員と共有し訪問看護計画書及び報告書の作成に反映する。
4. 事務職員 1名(非常勤1名)

第6条 営業日、休業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。
2. 休業日 土曜日・日曜日・国民の祝日・12月29日～1月3日。
3. 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
4. 上記の営業日、営業時間のほか、電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7条 指定訪問看護の内容

1. 事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう以下の事業を行う。
 - (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族への説明
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当月目標を達成するための具体的なサービス内容
・病状や健康状態の管理と看護・医療処置、治療上の看護・苦痛の緩和と看護・家族相談と支援
・リハビリテーション・エンドオブライフケア・在宅移行支援
 - (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
 - (3) 訪問看護計画書の作成

第8条 指定訪問看護の利用料等

1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、各利用者の負担割合に応じた額を徴収する。
2. 指定訪問看護に要した交通費は、次のとおり徴収する。

(1) 片道おおむね5キロメートル未満	250 円
(2) 片道おおむね5キロメートル以上10キロメートル未満	500 円
(3) 片道おおむね10キロメートル以上	1,000 円
3. 指定訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
4. 実費：死後の処置は、20,000 円とする。

第9条 通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町の区域とする。

第10条 衛生管理等

1. 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第11条 緊急時における対応方法

1. 看護師等は、指定訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
3. 事業所は事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
4. 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第12条 苦情処理

1. 事業所は、指定訪問看護の提供に係わる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、提供した指定訪問看護に関し市町村から指導、助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定訪問看護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合から指導、助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。

第13条 個人情報の保護

1. 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業者での訪問看護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第14条 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の発生又は再発を防止のため次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための委員会の開催
 - (2) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 虐待防止の担当者を定める
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所看護師等または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条 業務継続計画の策定等

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条 その他運営に関する留意事項

1. 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
2. 看護師等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
5. 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
6. 事業所は、指定訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
7. この規程に定める事項以外、運営に関する重要な事項は、一般社団法人茂原市長生郡医師会と事業所の管理者会議での協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。